

## 市川市コミュニティバス協賛制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の協賛者の募集、協賛金の受納、協賛者の氏名、法人名、団体名等（以下「氏名等」という。）を本市のウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）等に掲載すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協賛者 コミュニティバスの運行事業に協賛し、本市に協賛金を支出するものをいう。
- (2) 協賛金 コミュニティバスの運行事業に要する費用として用いることを指定された寄附金をいう。

(協賛者になろうとするものの募集方法)

第3条 協賛者になろうとするものの募集は、協賛者の氏名等の掲載方法、掲載期間その他必要な事項を広報誌、市ウェブサイト等に掲載することにより行うものとする。

(協賛金の受納)

第4条 協賛者になろうとするものは、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第51条に規定する寄附申出書に協賛金を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の規定による寄附の申出は、次に掲げるコミュニティバスの路線（次項、次条第2項及び第6条第2項において「バス路線」という。）を指定して行うものとする。

- (1) 北東部ルート
- (2) 南部ルート

3 協賛金は、前項の規定により協賛者が指定したバス路線の運営主体となる団体に支出する負担金に充てるものとする。

4 既納の協賛金は、返還しない。

(氏名等の市ウェブサイト又はバス車内への掲載)

第5条 市長は、1,000円以上の協賛金を支出した協賛者が市ウェブサイトに自らの氏名等の掲載を希望するときは、当該市ウェブサイトに当該協賛者の氏名等を掲載するものとする。

2 市長は、10,000円以上の協賛金を支出した協賛者がコミュニティバスの車内(以下「バス車内」という。)に自らの氏名等の掲載を希望するときは、次条第2項の規定により当該協賛者が指定したバス路線のバス車内に当該協賛者の氏名等を掲載するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、協賛者の氏名等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該協賛者の氏名等を掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するものであるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものであるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動に係るものであるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するものであるとき。
- (5) その他市長が市ウェブサイト又はバス車内に掲載する氏名等として適切でないとするものであるとき。

(氏名等の掲載の申込み等)

第6条 市ウェブサイト又はバス車内に自らの氏名等の掲載を希望する協賛者は、第4条第1項の規定による寄付の申出とともに、市川市コミュニティバス運行事業協賛者氏名等掲載申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申込みは、バス路線を指定して行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を当該申込書の提出をした協賛者に通知するものとする。

4 前項の規定による承認を可とする旨の通知は、市ウェブサイト又はバス車

内への協賛者の氏名等の掲載をもって代えることができる。

(バス車内への氏名等の掲載方法)

第7条 バス車内への氏名等の掲載は、バス車内に掲示板(様式第2号)を設置し、当該掲示板の区画に協賛者の氏名等を掲載するものとする。

2 前項の区画は、支出した協賛金10,000円につき1区画とする。

3 バス車内に自らの氏名等を2区画以上の区画に掲載することができる協賛者は、2区画以上の区画を用いて1の氏名等を掲載することができる。

4 前項の規定による区画の利用を希望する協賛者は、前条第1項の規定による申込みの際に市長と協議するものとする。

5 協賛者の氏名等を掲載する区画の位置は、市長が指定するものとする。

(氏名等の掲載期間の終期)

第8条 協賛者の氏名等を掲載する期間の終期は、協賛者の氏名等の掲載を開始した日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、当該終期までにコミュニティバスの運行が終了することとなったときは、当該運行が終了する日とする。

(氏名等の掲載中止の申出)

第9条 協賛者は、自らの氏名等の掲載を中止しようとするときは、市川市コミュニティバス運行事業協賛者氏名等掲載中止申出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(氏名等の掲載中止等)

第10条 市長は、社会情勢の変化等により協賛者の氏名等が市ウェブサイト又はバス車内に掲載する氏名等として適切でないと認めるときは、協賛者の氏名等の掲載を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により協賛者の名称の掲載を中止したときは、協賛者にその旨を通知するものとする。

(市川市コミュニティバス協賛制度委員会)

第11条 市長は、協賛者の氏名等を市ウェブサイト及びバス車内に掲載することに関し適正な取扱いを確保するため、市川市コミュニティバス協賛制

度委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 掲載することができない協賛者の氏名等に関する事。
  - (2) 前条第1項の規定により協賛者の氏名等の掲載を中止させることの適否に関する事。
  - (3) その他委員会の委員長が必要であると認める事項に関する事。
- 3 委員会は、交通計画課の事務を所管する道路交通部次長、企画課長、広報広聴課長、財政課長、産業振興課長及び交通計画課長をもって組織する。
- 4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は交通計画課の事務を所管する道路交通部次長を、副委員長は交通計画課長をもって充てる。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 6 委員会の事務は、道路交通部交通計画課において処理する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市コミュニティバス協賛制度取扱要綱の規定は、平成31年4月1日以後に受納する協賛金について適用し、同日前に受納した協賛金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。